

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

二本松市長 三保 恵一

市町村名 (市町村コード)	二本松市 (07210)
地域名 (地域内農業集落名)	岩代地区 小浜第一、成田西部、成田中部、成田東部、柏木田、太池田、田中、杉内、山下、ツツジ山・都花ノ山、山中競石、堀米、高瀬、滝、加藤木、箱仲平、暮正、長折中部第一、日ノ道、松久保、荒井、諏訪、藤、西新殿一、西新殿二、西新殿三、西新殿四、西新殿五、西新殿六、西新殿七、杉沢一、杉沢二、杉沢三、杉沢四、杉沢五、東新殿一、東新殿二、東新殿三、東新殿四、初森一、初森二、初森三、中山、桜平、町、萩平、小林、明生内、原、高井、沓掛、曲山、上町、中町、下町、堂内、横町、深谷、山辺沢、手倉石、平、名目津、石田、若林、下知内、福内、夏井、岡田、代積、存ぎょう、広瀬、夏刈、高畑
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、従来より過疎化が進行しており、特に若年層の流出が課題となっている。これに加えて少子高齢化も重なり、担い手不足や農業従事者の高齢化が急速に進んでいる。また、中山間地域ならではの農業に不利な地理的条件等も作用し、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、可能な限り既存の農業従事者が営農を続けるとともに、地域内外から若手後継者や新規就農者の確保・育成について検討が必要である。高齢化する担い手の耕作面積の維持拡大のため、分散する農地の集約化とともに、省力な作物や栽培技術の導入についても検討が必要となっている。

【地域の基礎的データ】

認定農業者:54人(うち50歳代以下:1人)、団体経営体(法人・集落営農組織等):6経営体(認定農業者を含む。)

中山間地域等直接支払事業協定集落:25集落、多面的機能支払事業活動組織:5組織

主な作物:水稲、トマト、ナス、キュウリなど

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主な品目は、水稲を中心にトマト、ナス、キュウリ等であるが、特に主要となる水稲については効率化を進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の省力化を図るため、必要に応じてスマート農業の導入を進める。

併せて一部で栽培されているキュウリの生産拡大を図るため、新規就農者を中心に作付けの誘導を図り、既存栽培者による栽培技術の助言を行う。

また、担い手の確保と地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から新たな耕作者を募集し、必要な農地を斡旋する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,938.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,667 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に集約化に配慮した農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を順次農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
未整備地域では、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備の実施について検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械購入時の補助事業の活用などの支援や生産する農地を斡旋し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため水稻の育苗や収穫作業等はJAや大規模経営体へ委託するとともに、それ以外の草刈り等の作業は、シルバー人材センター等を活用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう地域で連携した防止柵の設置を進める。
- ②⑨水稻栽培においては、地域内の耕畜連携による堆肥を活用した減肥料栽培を進める。
- ③水稻大規模経営体は、省力化を進めるため、必要に応じてICT農機等の導入を進める。
- ⑦多面的機能支払交付金活動組織の活動により、農地等の保全管理を継続する。
- ⑧担い手の営農状況などを考慮しつつ、水稻収穫乾燥調製作業の担い手への集約化を進める。